

[講師]

田原 咲世

北桜労働法務事務所
社会保険労務士



労働施策総合推進法および関連する法律が改正され、来年4月に施行される見込みです。改正の主要な内容は、事業主に対し、カスタマーハラスメントおよび就職活動（就活）ハラスメントの発生を防止する義務を課すものです。セクハラやパワハラなど、これまでのように社内の人間関係で発生したトラブルではなく、顧客や取引先といった社外との接触で発生するハラスメントは、対応を間違えると企業のブランドイメージを傷つけます。法律の内容を理解し、社内における体制整備にお役立てください。

「カスタマーハラスメント、就活ハラスメント 防止義務化への対応」

9/10 Wed.
2025

14:00 ~ 16:00
(13:30開場)

～ 社外からのハラスメント 社外へのハラスメント ～

** 概要 **

法律が定義するカスタマーハラスメントおよび就活ハラスメントについて理解します。
その上で、社内で準備するマニュアル、被害を防止するための通報や相談の制度、人事部署の体制など、指針が示す措置の実施方法を学びます。

I 事業主のカスタマーハラスメント防止義務

- ◇ ハラスメント関係の法改正経緯
- ◇ カスタマーハラスメントの定義
- ◇ マニュアル、研修、相談窓口の整備

II 就活ハラスメント

- ◇ 就活ハラスメントの定義
- ◇ 採用選考体制の見直し
- ◇ 求職者からの苦情・相談への対応

* 開催場所 * 札幌時計台ビル 6階 第2-3会議室 (札幌市中央区北1条西2丁目1)

* 受講料 * 賛助会員 5,000 / 一般 7,000円

* 定員 * 55名

* お申し込み方法 * 別紙「参加申込書」をFAXでお送り下さい。
後日、ご担当者様宛に受講者証を、セミナー終了後には受講料請求書をお送り致します。

* お問い合わせ先 *



公益財団法人産業雇用安定センター 北海道事務所

〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目1 札幌時計台ビル8階

TEL 011-232-3853 Fax 011-232-1138

